

■一般社団法人 Home NOC Operators' Group 会則変更内容（2026年4月1日施行）

変更前	変更後（2026年4月1日施行）
<p>第3章.会費 第8条（会費の支払） 正会員と実験ネットワーク会員は本規約に定めるところに従い、年会費を納めなければならない。 学生、正当な理由があり本会が認めたものは会費の支払いを免除するものとする。</p> <p>1. 学生とは、学校教育法の第1条、第124条、第134条に規定されている教育機関に在籍する者を指す。 2. 第8条1項の学生の内、正規雇用で就労している者、起業している者については理事の判断により会費の支払いを求める場合があるものとする。 3. 団体の場合は構成員全員が、第8条1項で定める教育機関に在籍している必要があるものとする。 4. 日本国外の教育機関に在籍している者については、学生として認めるかどうか個別に判断するものとする。</p>	<p>第3章.会費 第8条（会費の支払） 正会員と実験ネットワーク会員、<b>法人会員</b>は本規約に定めるところに従い、年会費を納めなければならない。 学生、正当な理由があり本会が認めたものは会費の支払いを免除するものとする。</p> <p>1. 学生とは、学校教育法の第1条、第124条、第134条に規定されている教育機関に在籍する者を指す。 2. 第8条1項の学生の内、正規雇用で就労している者、起業している者については理事の判断により会費の支払いを求める場合があるものとする。 3. 団体の場合は構成員全員が、第8条1項で定める教育機関に在籍している必要があるものとする。 4. 日本国外の教育機関に在籍している者については、学生として認めるかどうか個別に判断するものとする。</p>
<p>第9条（会費の金額） 年会費一括で支払いする場合は <b>12,000円</b> とする。 分割で毎月支払いをする場合は、月額1,200円 とする。</p>	<p>第9条（会費の金額）  <b>1. 正会員と実験ネットワーク会員</b> 年会費一括で支払いする場合は <b>13,200円(不課税)</b> とする。 分割で毎月支払いをする場合は、月額1,200円<b>(不課税)</b> とする。</p> <p><b>2. 法人会員</b> <b>法人会員の会費は別途定めるものとする。</b></p>